

計画事業番号	00087	事務事業名	障がい者相談支援事業	担当部署	保健福祉部福祉課	電話	817
--------	-------	-------	------------	------	----------	----	-----

【基本情報】

事務区分	■自治事務 □法定受託事務		根拠法令等	障害者総合支援法、障害者虐待防止法、北広島市地域生活支援事業実施要綱ほか			
事務事業開始年度	平成13年度		個別計画等	北広島市障がい支援計画(平成27年度～平成29年度)			
〃 終了予定年度							
ソフト・ハード区分	ソフト事業	会計区分	一般会計	補助単独区分	補助	新規継続区分	継続

【事業概要】

1 総合計画体系	(第 1 章) 支えあい健やかに暮らせるまち	
	(第 4 節) 障がい福祉の充実	
	(施策 1) 地域生活支援の充実	
2 対象		
3 目的と内容	障がい児・者が自立した生活を営むことができるよう、障がい児・者、保護者又は介護者の相談支援を行う。生活支援、就労支援、権利擁護(成年後見制度利用等)に関する相談業務等を行う。 また、北広島市障がい者自立支援協議会において、相談支援事業の運営に関する協議や関係機関によるネットワークの構築等に関する協議を行う。	
4 実施内容(手段)	27年度まで	障がい児・者が自立した生活を営むことができるよう、障がい児・者、保護者又は介護者の相談支援を行う。生活支援、就労支援、権利擁護(成年後見制度利用や障がい者虐待)に関する相談業務等を行う。 また、北広島市障がい者自立支援協議会において、相談支援事業の運営に関する協議や関係機関によるネットワークの構築等に関する協議を行う。
	28年度	同上

【事業の計画・実績】

平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
計画	実績	計画	計画	計画	計画	計画	計画
市の委託事業所において生活支援や就労支援などの相談業務、サービス調整等の実施 自立支援協議会の開催	委託相談支援事業所2ヶ所において相談支援業務を実施 【相談延べ件数】 みらい 6,557件 めーでる 3,808件 自立支援協議会の開催	市の委託事業所において生活支援や就労支援などの相談業務、サービス調整等の実施 自立支援協議会の開催		市の委託事業所において生活支援や就労支援などの相談業務、サービス調整等の実施 自立支援協議会の開催		市の委託事業所において生活支援や就労支援などの相談業務、サービス調整等の実施 自立支援協議会の開催	

【評価結果・評価コメント】

総合判定		平成29年度に向けた具体的な方向性		評価区分
前年度2次評価	現状継続	相談員の増員については、平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」による業務量の増加等を検証のうえ、慎重に判断すること。		「拡大」 「現状継続」 「要検討」 「見直し」 「統合」 「休止・廃止」 「終了」
1次評価	現状継続	障がい者数は年々増加する見込みであり、求められる支援も多様化していることから、相談支援事業の役割はますます重要である。相談支援体制をさらに充実させるとともに、関係機関による連携を強化し、地域支援体制の充実を図っていく。【2016推進計画】		
2次評価	現状継続	現状継続とする。【2016推進計画で拡大】		

【事業費の推移】

(単位:千円)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
決算額、当初予算額又は推進計画額			32,439	34,878	38,553	38,553
事業額	直接事業費	国支出金	6,079	5,901	6,826	6,745
		道支出金	3,497	3,089	3,560	3,518
		地方債	0	0	0	0
		その他特財	0	0	0	0
		一般財源	22,863	25,888	28,167	28,290
		① 合計	32,439	34,878	38,553	38,553
	人件費	② 人数(年間)	0.10	0.10	0.10	0.10
		③ 1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
		④ =②×③	900	900	900	900
		総事業費①+④	33,339	35,778	39,453	39,453

【評価指標】

指標名			単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
活動指標	①相談支援延件数(みらい)	目標値	人	7,200	7,040	7,760	7,760
		実績値		6,557			
	②相談支援延件数(めーでる)	目標値	人	2,400	4,090	4,510	4,510
		実績値		3,808			
	③	目標値					
		実績値					
	④	目標値					
		実績値					
成果指標	①相談支援延件数(みらい) 【指標の定義(算式等)】	目標値	人	7,200	6,700	6,720	6,720
		実績値		6,557			
	②相談支援延件数(めーでる) 【指標の定義(算式等)】	目標値	人	2,400	3,890	3,900	3,900
		実績値		3,808			
	③一般就労件数(就労A含む) 【指標の定義(算式等)】	目標値	人	30	30	30	30
		実績値		31			

【評価項目】

チェック項目	評点	コメント
妥当性 ・税金を使って行うこと(補助すること)が妥当ですか？ ・上位の施策への貢献度は大きいですか？ ・特定の団体の利益に偏っていませんか？ 【評点欄】3妥当、2どちらかという妥当、1妥当でない 【コメント欄】理由を記入	3	障害者総合支援法における『市町村地域生活支援事業』の必須事業であるため、妥当である。
達成度 ・計画どおりに成果があがっていますか？ 【評点欄】3あがっている、2どちらかといえばあがっている、1あがっていない 【コメント欄】理由を記入	3	相談業務を通じて、障害サービスの利用や福祉的就労につながっており、成果は上がっている。
成果向上 ・成果が現状よりも向上する可能性がありますか？ 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】成果を向上させるための方策、代替策を記入	2	北広島市障がい支援計画(計画期間:平成27年度～平成29年度)にて、障がい児・者が地域において自立した生活を営むためには、相談支援体制を充実することが必要であるとしている。相談件数が増加しており、相談員の拡充等体制の充実が急務である。
経済性 ・現在の成果を落とさずにコスト(予算・所要時間等)を削減するための方法はありますか？ 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】コストを削減するための方策、補助金の減額・削減について具体的に検討し、検討内容を具体的に記入	3	社会福祉法人に委託し、各種専門資格のある職員を配置していることから、効率的に実施しているため、余地なし。

【法律で実施が義務付けられている事務事業か】 法律の義務付けあり 法律の義務付けなし

【民間活力の活用性評価】(事業担当部局が評価) 民間等での実施または市民等との協働が可能である。
 民間等での実施または市民等との協働の可能性はない。